

令和2年(2020年)11月2日

保護者の皆様

豊中市立第二学校
校長 田中 明美

一人一台タブレット配付と取扱いに関する確認書の提出について

日ごろより、本校の教育にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、豊中市では、昨今の急速な情報化及び多様化の進む現代社会において、子どもたちが情報通信技術（ICT）を積極的に活用して主体的に考え、他者と新たな課題の解決などに取り組むために必要な情報活用能力の育成をめざして、豊中市立学校小中学生に一人一台のタブレットを配付しています。このタブレットには、授業支援ソフトや学習ドリルソフトが搭載され、普段の授業や家庭学習で活用し、子どもたち一人ひとりの学習の状況に合わせたきめ細やかな学びの実践につながるものとなっております。ご家庭におかれましては、下記の「保護者の方へのお願い事項」をお読みいただき、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、配付するタブレットは豊中市からの貸与であり、卒業時や転退学時には、市に返却するものです。利用にあたっては、タブレットの配付とともに「豊中市立小・中学校におけるタブレットの取扱いに関する確認書（以下、確認書）」を配布いたしますので、必要事項を記入のうえ確認書に記載の期日までに学校に提出をお願いいたします。

記

【保護者の方へのお願い事項】

- ・ 各学校から別途配布される「豊中市立小・中学校『タブレット活用のルール』」をお子さまといっしょにお読みいただき、安心・安全・快適に使用できるように、ご協力をお願いいたします。
- ・ 春季休業にはメンテナンスのために、家庭には持ち帰らず学校の保管庫に収納し、進級した学年で再度タブレットを配付します。
- ・ タブレットを故障・破損・紛失してしまったら、すみやかに学校へ連絡してください。故意に故障・破損・紛失した場合、弁償していただくことがあります。また故意に、設定変更をするなどしてタブレットに不具合が生じた場合は、もとに戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。
- ・ タブレット本体及び付属の Lightning ケーブルには、Apple 純正保証サービス「Apple Care for Enterprise (ACE)」がついています。保証の範囲内（バッテリー消耗や自然故障）は無償対応になりますが、有償対応の場合はケースに応じて保護者に費用負担を求められることがあります。（無償対応かどうかは個別判断されます）

以上